

【 目 次 】

第 2 章 第 6 次稚内市スポーツ振興中期計画

第 1 節 計画策定について

- (1) 計画策定の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- (2) 計画の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- (3) 計画策定の根拠・位置づけ・・・・・・・・・・ 25
- (4) 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- (5) 計画の理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- (6) 計画の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

第 2 節 第 6 次稚内市スポーツ振興中期計画体系図

・・・・・・・・ 30

第 3 節 スポーツ振興の推進方策

- (1) 生涯スポーツの振興・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- (2) 競技スポーツの振興・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- (3) 子どもの体力向上とスポーツ活動の充実・・・・ 38
- (4) スポーツ環境の整備・充実・・・・・・・・・・・・ 40

第2章

第 6 次

稚内市スポーツ振興中期計画

いつでも・どこでも・だれもが・いつまでも楽しめる

豊かな生涯スポーツのまち～わっかないの創造

～市民皆スポーツをめざして～

第1章 第6次稚内市スポーツ振興計画

第1節 計画策定にあたって

(1)スポーツの意義

スポーツは、体を動かすという人間本来の身体的・精神的な欲求にこたえるものであり、爽快感、達成感、連帯感などの精神的充足や楽しさ、喜びをもたらすとともに、体力の向上や精神的なストレスの発散、生活習慣病の予防など、心身の両面にわたる健康の保持、増進に欠くことのできないものであり、さらには活力ある健全な社会の形成に大きく貢献するものです。特に、高齢化の急激な進展や生活が便利になること等による体を動かす機会の減少がより進むこの社会において、生涯にわたりスポーツに親しむことができる豊かな「スポーツライフ」を送るうえで極めて大きな意義をもっています。

そんなスポーツが持つ意義・役割・必要性は、スポーツを行う人々の考え方や行われ方によって様々ですが、次のように考えることができます。

- (1) スポーツは、人間の可能性を追求するという意義を有しており、競技者のスポーツに打ち込む真剣でひたむきな姿は、市民にスポーツへの関心や意欲を高め、夢や感動を与えてくれます。
- (2) スポーツは、体力の向上に役立ち、生活習慣病の予防など、心身の健康保持、増進に効果を発揮するほか、スポーツを通じた爽快感や達成感、連帯感など精神的豊かさの充実やメリハリのある生活の実現など、心の豊かさとしがいがいをもたらしています。
- (3) スポーツは、仲間や指導者との交流を通じたコミュニケーション能力の育成や、達成感・フェアプレイの精神など心を育てる面を持ち、青少年の健全育成にも寄与しています。
- (4) スポーツを通じた交流は、家族や親子、住民相互の人間的なふれあいを深め、地域住民が一つの目標に取り組むことは、地域の一体感や連帯感の醸成など地域社会の活性化に寄与しています。

このように多様な意義を有するスポーツは、現代社会に生きる全ての人々にとって欠くことのできないものとなっており、性別や年齢などの有無にかかわらず一人ひとりが自らスポーツを行うことにより心身ともに健康で活力ある生活を形成するよう努めることが期待されます。

(2)計画策定の趣旨

近年、スポーツは健康増進や体力向上、競技を楽しむといった自ら行う「する」スポーツのほかに華麗なプロなどのプレーを「みる」スポーツや、指導者やボランティアとして支援する「ささえる」スポーツに喜びと生きがいを見出すなど、楽しみやかかわり方が多様化しています。

一方では、社会の急激な変化と高度化によって、体を動かす機会の減少やストレスの増大、生活習慣病の増加などが深刻な社会問題となっています。

特に次代を担う子どもたちの体力不足や運動能力の低下傾向にあることは、コミュニケーション不足、規範意識の低下とともに将来的に国民全体の体力低下につながり、社会全体の活力が失われる事態が危惧されており、スポーツの持つ心身両面にわたる効果が期待されています。市民の明るく豊かな生活を実現するためには、生活の一部にスポーツを取り入れ、生涯にわたって親しむことがこれまでもまして重要になっています。

これらのことから、市民一人ひとりが目的に応じて「いつでも、どこでも、誰もがいつまでも楽しめる生涯スポーツ社会の実現」が求められておりこの実現のために多様化した課題やニーズに対して、積極的に対応するとともに総合的に取り組む必要があります。

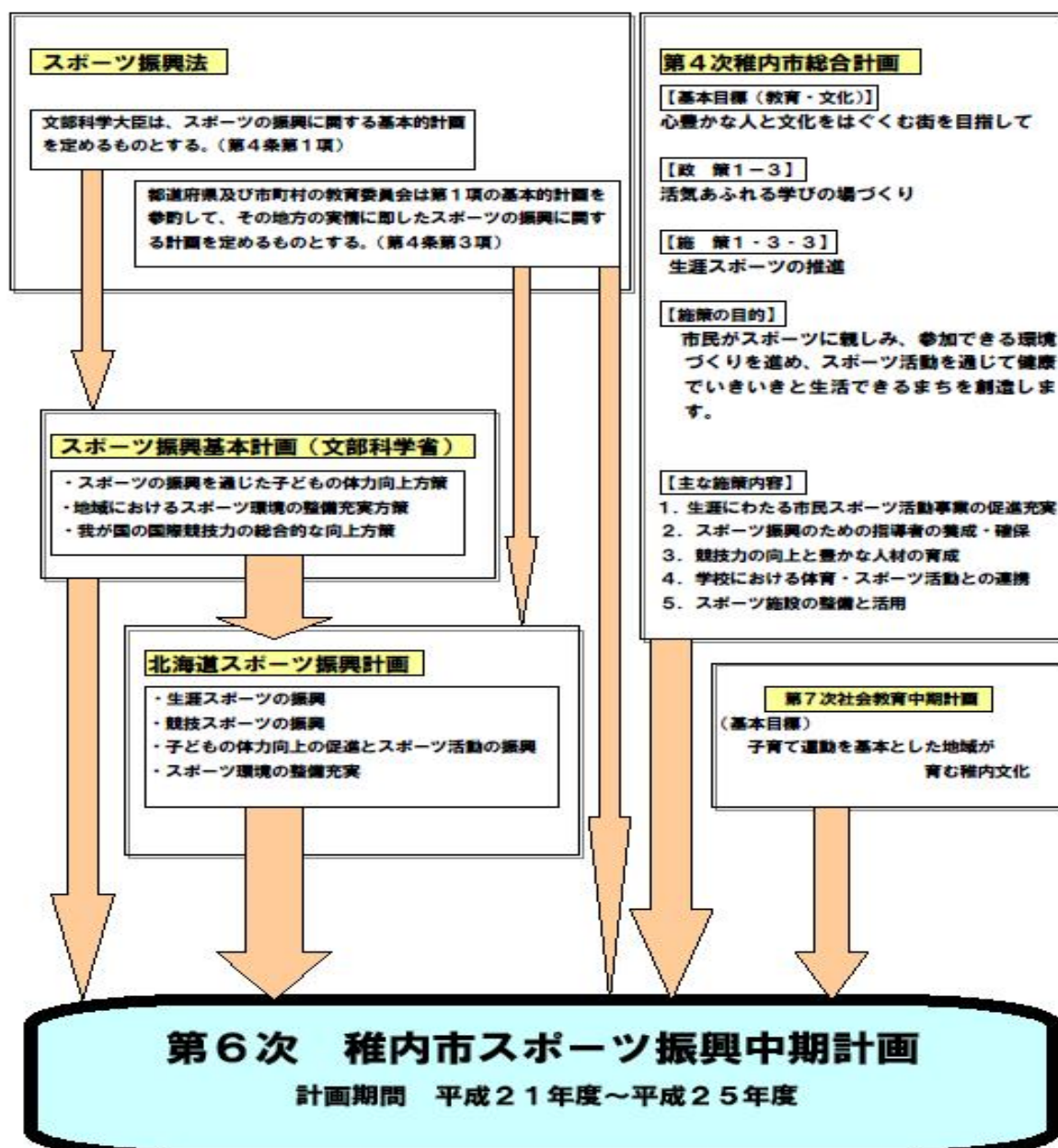
こうしたことから「生涯スポーツ社会の実現」に向けたスポーツ環境の整備を推進するため「稚内市スポーツ振興計画」を策定します。

(3) 計画策定の根拠・位置づけ

国は「スポーツ振興法」(昭和 36 年制定)に基づき、平成12年9月に、今後 10 年間のスポーツ振興に関する目標や具体的施策を示す「スポーツ振興基本計画」(平成18年9月改定)が策定され、北海道においても、同年 10 月に「北海道スポーツ振興計画」(平成 20 年改訂)が策定されております。

また本市は、市民皆スポーツの実現に向けて昭和 56 年 12 月 21 日に「スポーツ都市宣言」を行い、豊かで明るい街づくり稚内を築くために、その推進とスポーツ振興を図ってきたところです。

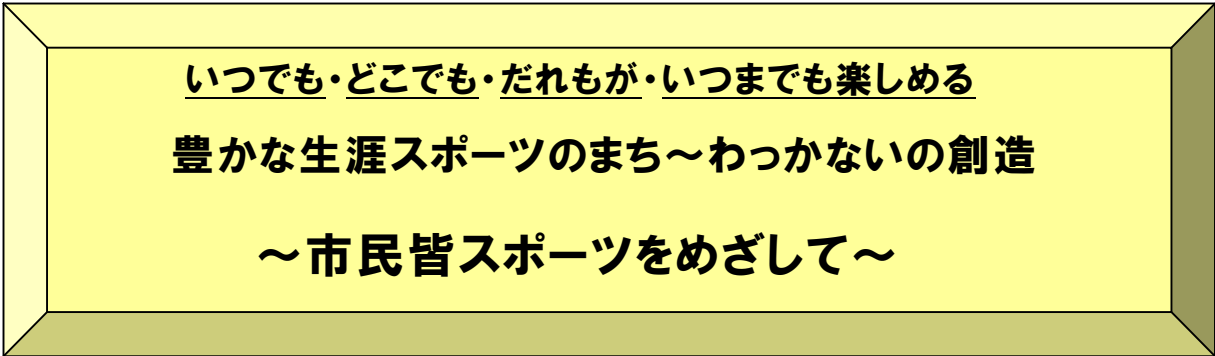
本計画は、国、北海道の計画を踏まえ、また、平成 21 年度策定の「第4次稚内市総合計画」に示しているスポーツ分野の施策をより具体化するものとして位置づけるとともに、「第7次稚内市社会教育推進中期計画」と一体的推進を図った計画とします。



（４）計画の期間

計画の期間は、平成 21 年度から平成 25 年度までの 5 年間とします。また進捗状況や社会情勢の変化、スポーツを取り巻く諸情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行うことにより本計画の充実を図ります。

（５）計画の理念



いつでも・どこでも・だれもが・いつまでも楽しめる
豊かな生涯スポーツのまち～わっかないの創造
～市民皆スポーツをめざして～

国の「スポーツ振興基本計画」にもあるようにスポーツは、生活を豊かで充実したものとするとともに、人間の身体的、精神的欲求に応える文化の一つです。心身両面に様々な影響を与える文化としてのスポーツは明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や個人の心身の健全な発達に必要不可欠のものであり、人々が生涯にわたってスポーツに親しむことは、極めて大きな意義を有しています。

このような中で、体力の維持増進や健康の保持を図り、生涯にわたって明るく豊かな生活を送るためには、身近な地域においてスポーツを気軽に楽しむことができる環境を整備し、市民一人ひとりが日常生活の中で主体的にスポーツに親しむことができる《生涯スポーツ社会の形成》が重要な課題となっています。

これらのことを踏まえ、本市ではスポーツが日常生活の中に定着し、生涯にわたり健康で活力のある市民生活の実現が図れるよう「いつでも・どこでも・だれもが・いつまでも楽しめる豊かな生涯スポーツのまち～わっかないの創造」を基本理念とし、本市のスポーツ振興を計画的に推進し、その施策の実現に向けて積極的に事業を展開するために、「する」・「みる」・「ささえる」・「ひろげる」をキーワードに据えていきます。

そのために「生涯スポーツの振興」、「競技スポーツの振興」、「子どもの体力向上とスポーツ活動の充実」、「スポーツ環境の整備・充実」の4つの基本目標（重点目標）として位置づけ、それぞれの推進施策、具体的施策対を設け中長期的な視点にたったスポーツ振興の基本的な施策として、相互に連携させながら推進していきます。

《推進施策のキーワード》

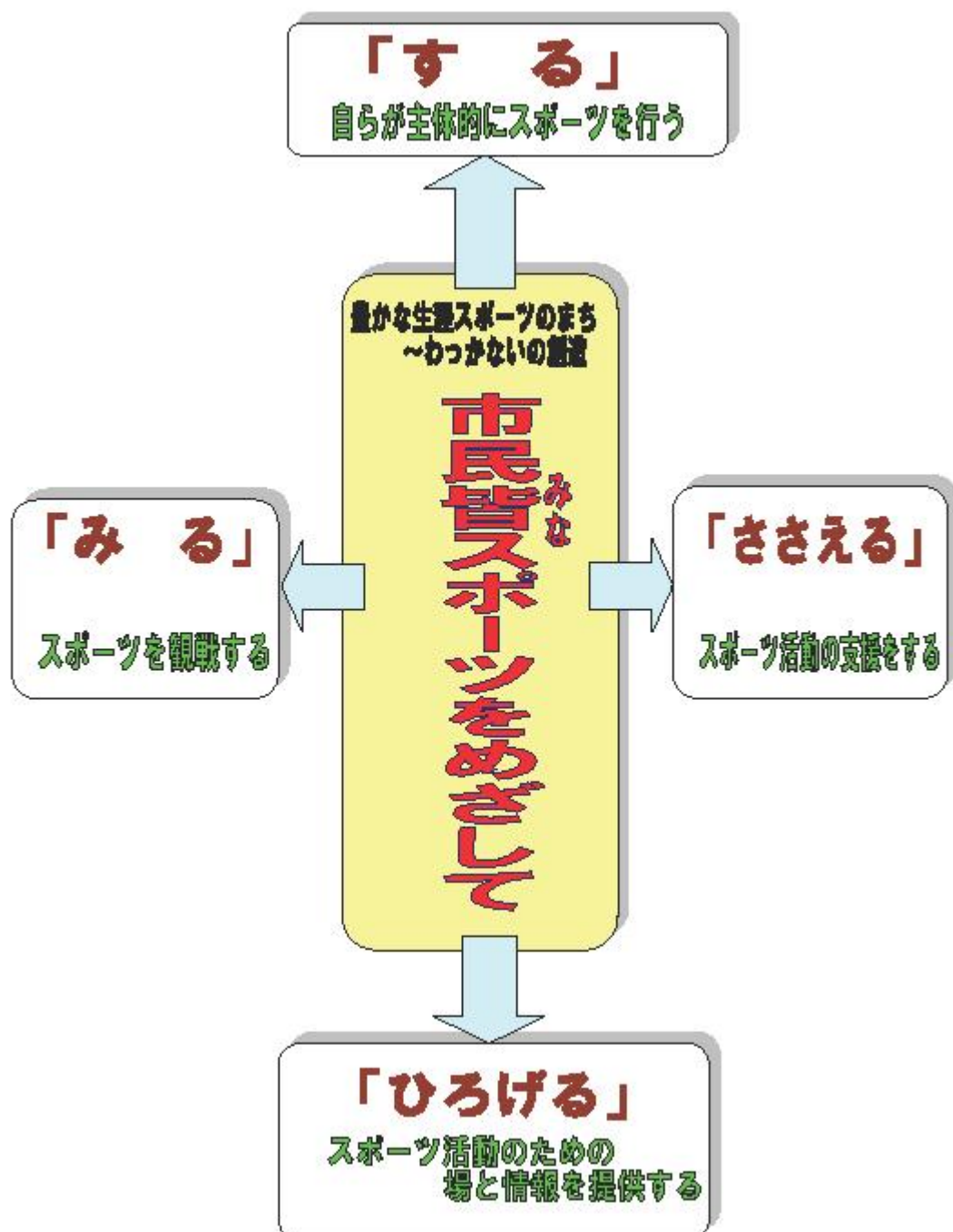
本計画では、「いつでも、どこでも、だれもが、いつまでも」という生涯スポーツの推進という視点から、市民のスポーツに対するかかわり方を「する」・「みる」・「ささえる」という3つのキーワードに加え、市民のスポーツ活動を「ひろげる」環境づくりも加えたものを据え、これらを有機的に関連づけることにより、より実践的で効果的なスポーツ振興策を展開していきます。

「する」 スポーツとは、市民自らが主体的にスポーツを行うことです。

「みる」 スポーツとは、スポーツを観戦することです。

「ささえる」 スポーツとは、市民のスポーツ活動を支援することです。

「ひろげる」 スポーツとは、市民のスポーツ活動を推進するための場と情報を提供することです。



(6) 計画の目標

計画の基本理念に示した本市のめざす生涯スポーツのまちを実現するため、「生涯スポーツの振興」、「競技スポーツの振興」、「子どもの体力向上とスポーツ活動の充実」、「スポーツ環境の整備・充実」といった4つの柱(重点目標)を掲げます。

【目標達成のための4つの柱(重点目標)】

1. 生涯スポーツを振興します。

魅力あるスポーツ活動、健康づくり事業の展開と情報提供などを積極的に進め、市民のだれもが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しむことができる生涯スポーツの振興をめざします。

【施策の成果指標（アウトカム）】

指標の名称	単 位	平成20年度	平成25年度
健康づくり事業参加者数	人	3,980人	5,500人
成人の週1回以上のスポーツ実施率	%	54.3%	65%

2. 競技スポーツを振興します。

トップレベルの競技スポーツにふれる機会の充実や選手強化への支援などにより、競技力の向上と競技人口の底辺拡大を図ると共に、スポーツ活動への関心を高める競技スポーツの振興をめざします。

【施策の成果指標（アウトカム）】

指標の名称	単 位	平成20年度	平成25年度
スポーツ合宿実施団体数	団 体	6団体	15団体
各競技種目全道規模大会開催補助件数	件	4 件	5 件
各競技種目全国規模大会開催件数（7'ロ含む）	件	0 件	3 件
各競技種目全国大会出場補助件数	件	0 件	5 件

3. 子どもの体力向上とスポーツ活動の充実をすすめます。

幼児期から少年期に家庭、地域、学校等様々な環境において、継続的にスポーツに親しむ習慣や意欲等を身につけさせ、身体を動かすことの喜び、楽しさを実感できる機会の提供と体力向上のための環境づくりをすすめます。

【施策の成果指標（アウトカム）】

指標の名称	単 位	平成20年度	平成25年度
親子、ジュニアスポーツ教室参加者数	人	256人	360人
運動部活動外部指導者人材リスト登録人数	人	0人	30人
小中学校新体力テスト合計点平均値の向上 （※小学生：5年 中学生：2年）	点	小男 49.75 点 小女 50.18 点 中男 40.34 点 中女 42.28 点	一律 5%UP

4. スポーツ環境の整備充実をすすめます。

市民が身近なところで、いつでも気軽に安全で安心してスポーツ活動を行えるスポーツ施設や学校開放体育施設等の整備充実を推進します。また市民のスポーツ活動への参加を推進するための決め細やかなスポーツ情報の提供とスポーツに対する市民ニーズの把握につとめます。

【施策の成果指標（アウトカム）】

指標の名称	単 位	平成20年度	平成25年度
年間スポーツ施設利用者数	人	373,457人	400,000人
学校体育施設開放校数	校	8校	15校

第2節 第6次稚内市スポーツ振興中期計画体系図

基本目標	キーワード	重点目標	推進施策	具体的施策
いつでも・どこでも・だれもが・いつまでも楽しめる 豊かな生涯スポーツのまちをつわっかないの創造 市民皆スポーツをめざして	「する」・「みる」・「ささえる」・「ひろげる」スポーツの実践	1 生涯スポーツの振興	施策1 ライフステージに応じたスポーツ活動の充実 施策2 スポーツ活動による健康体力づくりの促進 施策3 地域に根ざしたスポーツ活動の充実と推進	- 乳幼児期のスポーツ活動 - 児童期のスポーツ活動 - 少年期のスポーツ活動 - 青年・壮年期のスポーツ活動 - 中年期のスポーツ活動 - 高齢者のスポーツ活動 - 障害者のスポーツ活動
		2 競技スポーツの振興	施策4 スポーツ合宿、各種競技大会の誘致・開催と支援 施策5 競技力向上のための環境整備と支援事業推進 施策6 専門的な指導者の養成・確保と活用の推進	- 魅力ある健康体力づくり事業の推進 - ニュースポーツの積極的な普及促進 - スポーツ・健康づくりに親しむ意識の啓発 - 地域でのスポーツ活動のため環境整備 - 地域の指導者、リーダー等の発掘と養成 - スポーツ合宿の誘致と受入体制の確立 - プロスポーツを始めとする各種競技大会の開催と支援 - 受入体育施設の整備・充実
		3 子どもの体力向上とスポーツ活動の充実	施策7 家庭・地域における身近なスポーツ活動の充実 施策8 学校での体育・スポーツ活動との連携と充実	- 競技力向上事業の充実と支援事業の推進 - 競技力向上のための環境整備 - 一貫性のある指導体制の構築 - 専門能力を持つ資格者の養成と確保 - スポーツ医・科学的トレーニング方法の構築 - 指導者間の情報交換、相互交流と連携体制場の充実
		4 スポーツ環境の整備・充実	施策9 スポーツ施設の整備充実と有効活用の推進 施策10 学校体育施設開放の活用の促進 施策11 スポーツに関する情報収集・提供の充実	- 家庭におけるスポーツ活動の充実 - 地域における身近なスポーツ活動の場の充実 - 学校体育活動の充実 - 運動部活動の活性化と充実 - 市民ニーズに対応する施設の整備充実 - スポーツ施設の効果的、効率的な管理運営の充実 - 小中学校体育施設開放事業の充実 - 高等学校、大学等との連携と利用促進 - スポーツ情報の収集、発信の充実 - 市民ニーズの積極的な把握 - 各関係機関、団体との情報の共有化

第3節 スポーツ振興の方策

【 1 . 生涯スポーツの振興】

（目 標）

魅力あるスポーツ活動、健康づくり事業の展開と情報提供などを積極的にすすめる、市民のだれもが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しむことができる生涯スポーツの振興をめざします。

《施策 1》ライフステージに応じたスポーツ活動の充実

心身ともに健康で充実した生活を営むためには、生涯にわたり豊かなスポーツライフを送ることが大切であり、市民のだれもがそれぞれの体力や年齢、目的に応じていつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことのできるスポーツ活動の提供と充実につとめます。

（具体的施策）

□乳幼児期（～6歳頃：幼稚園・保育所）のスポーツ活動の充実

①遊びの場の提供を行います。

○多様な遊びから走る、跳ぶ、投げるなどの基本的な運動を体得し、親子や子供同士のふれあいや交流を目的としたスポーツ教室等の事業の充実を、子育てに関係する部署や幼稚園、保育所等と連携を取りながらすすめます。

○遊び場としてのスポーツ施設の環境整備はもとより、関係部署と連携し、公園など身近な場所で安心して安全に外で遊べる環境づくりをすすめます。

②情報提供の充実を図ります。

○乳幼児の遊びや親子のスポーツについての効果的な情報を、ホームページ等を通して提供していきます。

□児童期（～12歳頃：小学校）のスポーツ活動の充実

①基礎的な体力、運動能力を身につける事業をすすめます。

○様々な遊びを中心とした運動やスポーツにより、基礎的な体力や運動能力を身につけるために、学校や地域など様々な場所でスポーツを行える機会の場と環境整備をすすめます。

○スポーツ少年団への加入奨励を図るとともに活動促進のための支援を行います。

○主にスポーツ少年団未加入の小学生を対象としたジュニアスポーツ教室の充実を図り、スポーツ活動の実践を促します。

□少年期（～18歳頃：中学校・高校）のスポーツ活動の充実

①運動部活動でのスポーツ活動の促進を図ります。

○学校の運動部活動への積極的な参加を促すとともに、体育施設の環境整備を図ります。

②地域でのスポーツ活動の促進を図ります。

○地域で、一人ひとりの好みや能力に応じて気軽に楽しく体力向上や健康づくりを目的としたスポーツ活動が行えるような機会の提供を図ります。

□青年期（～25歳頃）・壮年期（～40歳頃）のスポーツ活動の充実

①継続的なスポーツ活動の機会の提供を図ります。

○自らの関心と興味に合ったスポーツ活動を生涯にわたって継続して行える場の提供と、多様なスポーツ活動の情報提供や健康づくりを基本とした新たなスポーツの仲間づくりを促進していきます。

②スポーツ活動の習慣化、日常化を促します。

○個人の体力や生活のリズムに合わせた運動プログラムやスポーツに関する情報の提供を積極的に行い、生活の中に運動・スポーツ活動の定着化・日常化を促します。

○乳幼児を育てている男女が安心してスポーツ活動が行えるように、施設の環境づくりをすすめ、スポーツ活動を促進します。

□中高年期（～60歳頃）のスポーツ活動の充実

①日常的・継続的なスポーツ活動を提供します。

○家族や仲間との交流を楽しみながら身近な地域の中で、日常的で継続的に気軽に楽しく運動やスポーツ活動に参加できる機会の提供を行います。

○個人の興味と関心、年齢や体力などに応じた運動の定着化を図るためのきめ細やかなプログラムサービスの提供や情報提供を行います。

□高齢者（65才以上）のスポーツ活動の充実

①気軽に参加できる健康増進のためのスポーツ活動の提供と促進を図ります。

○高齢者関係団体と積極的に連携（タイアップ）を図り、多くの高齢者が気軽に参加できる機会を提供し健康増進を促進します。

○手軽に楽しめるニュースポーツやウォーキング事業等の充実を図ります。

②スポーツを通じた生きがいづくりの機会を推進します。

○世代間交流、地域交流が図られるように、地域におけるスポーツ・レクリエーション事業等の情報提供を行うとともに、積極的な地域参加の促進を図ります。

③定期的な体力測定を実施します。

○体力測定の実施により、自己分析、現状把握を促し、自らの健康に関心を高める事業展開をすすめます。

□障害者のスポーツ活動の充実

①障害者のスポーツ事業への参加機会の促進を図ります。

○障害者関係団体と連携を図りながら共に参加できるスポーツ事業の開催を図り、スポーツ交流の促進を図ります。

○障害者スポーツに関する情報の提供の充実を図ります。

②障害者スポーツの指導者やボランティアの養成と活用を図ります。

○障害の状況に応じたスポーツ・レクリエーション活動の指導ができる人材を発掘、養成し活用を図って行きます。

○障害者のスポーツ活動を支援するスポーツボランティアの発掘、養成を促進します。

《施策2》スポーツ活動による健康体力づくりの促進

市民だれもが自己の健康や体力についての認識を深めることができる機会と一人でも多くの市民がスポーツに親しむことで健康で豊かな生活を実現できるような事業の充実に努めます。

（具体的施策）

□魅力ある健康体力づくり事業の推進

①魅力ある健康体力づくり事業を推進します。

○ウォーキング事業など従来の各種事業については、参加者アンケートの分析、検証を行い、市民のニーズにあった魅力ある事業として継続し、また市民の誰もが、目的や能力等に応じて気軽に参加できる新しい健康体力づくり事業を提供していきます。

②冬季スポーツに親しむ機会を提供します。

○運動不足になりやすい冬期間、冬の生活を快適なものとするように冬季スポーツ（スキー、スケート、カーリング等）が気軽に楽しめるための施設の整備を行い、また、各競技団体と連携し初心者教室等の開催機会を促進します。

□ニュースポーツの積極的な普及推進

①多様なニュースポーツの普及振興を促進します。

○出前講座や定期的な地域巡回スポーツ事業など各地域でのニュースポーツの紹介・体験事業を積極的に実施します。
○ニュースポーツの用具の貸出しを行い、ニュースポーツをする動機付けを促進します。

②ニュースポーツの情報提供の充実を図ります。

○各種ニュースポーツの紹介用冊子を、体育施設、活動拠点センターなど各施設の窓口への配置や幼稚園、保育所、小中学校、各町内会、老人クラブなどに配布するとともに、市のホームページ、広報誌等でも積極的な周知を行います。

③ニュースポーツ指導者の養成、確保を図ります。

○ニュースポーツの普及、定着を図るために適切な指導を行える指導者の養成と確保に努めます。

□スポーツ・健康づくりに親しむ意識の啓発

①市民意識の啓発に努めます。

○だれもがスポーツに慣れ親しみ、生涯にわたってスポーツを通じて心身の健康とスポーツの楽しさを知ってもらう効果的な方法で普及啓発に努めます。
○各関係機関と協力し、健康づくりや体力づくりに役立つ講演会等の開催を図り、スポーツの普及啓発につとめます。

《施策3》地域に根ざしたスポーツ活動の充実と推進

自らスポーツの場や機会を生活の身近な地域の中に創り出し、自発的に活動していくために、町内会や子供会育成部、スポーツ少年団等地域の既存の団体が一体となり、地域に根ざしたスポーツ活動が行える環境作りを推進していきます。

（具体的施策）

□地域でのスポーツ活動のための環境整備

①特色ある地域スポーツづくりへの支援策を検討します。

○年齢構成や住民ニーズなど地域それぞれの特徴に応じた特色あるスポーツ活動を展開するための環境整備と、活動内容に応じた支援策を検討します。

②体育指導委員による地域スポーツ活動の充実を図ります。

○地域のニーズを踏まえたスポーツ振興の推進役として、また市民と行政の調整役（コーディネーター）としての位置づけを再認識し、多種多様な市民ニーズに応じたきめの細かいスポーツ活動を推進するとともに、資質向上のための研修の充実を図ります。

③スポーツボランティアの育成と確保を図ります。

○スポーツ活動やスポーツイベントを「ささえる」ためのスポーツボランティアについて、その意義や、重要性を広く伝えるとともに、スポーツボランティアの登録制度などの検討を行い育成、確保に努めます。

□地域の指導者、リーダー等の発掘と養成

①地域のスポーツ指導者の掘り起こしを進めます。

○地域のスポーツ指導者としての資質や意欲を有する人材の掘り起こしを行うとともに、こうした人材を地域のスポーツ指導者、リーダーとして活用していく仕組みづくりを進めます。

【 2. 競技スポーツの振興】

（目 標）

トップレベルの競技スポーツにふれる機会の充実や選手強化への支援などにより、競技力の向上と競技人口の底辺拡大を図ると共に、スポーツ活動への関心を高める競技スポーツの振興をめざします。

《施策 4》 スポーツ合宿、各種競技大会の誘致と開催支援

市民がトップレベルの合宿や競技大会を間近で観戦することは、スポーツへの関心を高めるとともに、「する」スポーツとしての競技水準の向上や競技施設の利用促進など「みる」スポーツとしての効果や、また交流人口の増加に伴う地域の活性化につながる積極的な誘致、開催をすすめます。

（具体的施策）

□スポーツ合宿の誘致と受入体制の確立と支援

①スポーツ合宿の積極的な誘致と受入体制の確立を図ります。

○体育協会、各競技団体等関係団体と連携を取りながら道内外のプロチーム、社会人、大学、高校等に対する積極的な誘致勧誘活動を行うとともに、全市的な受入れ体制（支援を含む）の確立と充実を図ります。

○合宿時に、プロ選手、社会人選手等との交流の機会の場と競技力向上の目的として直接指導の受けられる技術講習会の開催をすすめます。

□プロスポーツをはじめとする各種競技大会の開催と支援

①プロスポーツ、全国、全道大会の計画的な開催・誘致に努めます。

○各競技団体と連携を取りながらプロスポーツ（特に北海道のチーム）、全国、全道大会規模の大会を計画的に誘致、開催をすすめます。

○各種全道大会等の運営に対する財政的支援も補助金交付要綱に基き、予算の範囲内で行っていきます。

□受入体育施設の整備・充実

①受入体育施設の整備・充実をすすめます。

○合宿や各種競技大会が開催される施設についての整備は、競技規則に沿った整備充実、プレーヤー側のニーズはもとより、みる側の立場に立った整備・充実をすすめます。

《施策 5》競技力向上、選手強化の環境整備と支援事業の推進

体育協会や各種スポーツ競技団体と連携を図りながら、市民に夢と希望と感動を与える優れた競技者の育成のための事業の推進並びに環境整備と支援を推進します。

(具体的施策)

□競技力向上事業の充実と支援事業の推進

①競技力向上事業の充実と支援を行います。

○体育協会、各競技団体が行う競技力向上事業への充実とそれらに対する財政的支援を行います。

○トップアスリートが直接選手に伝えることのできる教室、イベントの開催を体育協会、関係団体と協力し促進します。

②ジュニア選手の育成強化をすすめます。

○スポーツ少年団を始めとするジュニア選手の育成について、体育協会、各競技団体と協力し財政的な支援や施設利用等を含めた具体策を検討します。

□競技力向上のための環境整備

①競技スポーツの競技力向上や選手強化のための環境整備をすすめます。

○競技別強化施設の拠点としての施設の位置付けや整備をすすめ、弾力的な施設利用等について指定管理者と協議を行い、検討をすすめます。

○競技力向上、競技人口拡大のための各種競技の市民大会の開催の促進、支援を行います。

○全国大会等の出場団体、選手に対して稚内市スポーツ振興事業補助要綱により支援します。またオリンピック、パラリンピック出場者についても、優秀選手奨励事業として支援します。

②スポーツ交流の促進、支援を行います。

○友好都市、石垣市とのスポーツ少年団交流事業の継続とその支援や、その他の国内外とのスポーツ交流についても促進します。

③メディアを活用した情報の提供・発信を行います。

○合宿実施情報や各種大会開催についての情報について、HP、新聞、ラジオ、広報誌等で発信していきます。

□一貫性のある指導体制の構築

①各競技種目毎の一貫指導体制の構築についてすすめます。

○ジュニア期からの発育段階に応じ、長期展望に基いた一貫指導システムの早期の構築に向け、「一貫指導プログラムの策定」、「指導マニュアルの作成」に関する情報を各競技団体と連携し、その作成と実現に向けて検討をすすめます。

○効果的な競技選手の育成のために、中学校、高等学校、競技団体が十分な連携を図り、合同での一貫指導に関する研修会開催等の取り組みをすすめます。

○ジュニア層以外の年齢、男女の特性、競技レベル、目的等に応じて一貫した指導が行える指導体制の構築に向けて取り組みます。

《施策 6》専門的な指導者の養成・確保と活用の推進を図ります。

競技者の育成や強化を目的とする専門的な有資格指導者の養成・確保と科学的な指導方法の構築のための環境整備と指導者間の連携体制の充実を図ります。

(具体的施策)

□専門能力を持つ有資格者の養成と確保

①指導者育成・養成事業の推進と支援をすすめます。

○体育協会が行う選手強化や質の高い指導者を養成する指導者育成、養成講習会(メンタル面、栄養面等を含めた)開催の推進と支援を行います。

○高校、大学を始め専門知識を有する高等教育機関や民間企業等との連携を積極的に図るとともに、専門指導者に対するサポート体制を検討します。

②体育指導委員の活動の充実を図ります。(再掲)

○地域のニーズを踏まえたスポーツ振興の推進役として、また市民と行政の調整役(コーディネーター)としての位置づけを再認識するとともに、資質向上のための研修の充実を図ります。

③スポーツリーダーバンクの構築と充実に取組みます。

○有資格指導者の全体的な把握とその効果的な活用を図るために、稚内市体育協会、稚内市スポーツ指導者協議会との連携を深め、当市独自のスポーツリーダーバンクの構築と充実にすすめます。

○学校部活動外部指導者人材リストへの有資格者の登録促進を図るとともに、積極的に外部指導者の活用する環境づくりをすすめます。

□スポーツ医・科学トレーニング方法の構築

①医・科学トレーニングの研究と情報の提供を進めます。

○スポーツ医・科学に基づいたトレーニング方法やコーチング方法について、国立スポーツ科学センター(JISS)からの情報の収集や提供を行い、より科学的な指導方法を取り入れた研修会等の開催を促進していきます。

○指導者がスポーツ障害等に関する知識を有し、事故防止や事故発生時に対して適切に処理できる事故の予防、応急処置などに関する研修会を体育協会と連携し開催していきます。

□指導者間の情報交換、相互交流と連携体制の充実

①指導者ネットワークの構築を図ります。

○指導者個々の意識を高めるための相互の情報共有を目的とした各種研修、実践交流や情報交換による連携体制の構築と充実につとめます。

【 3. 子どもの体力向上とスポーツ活動の充実】

(目 標)

スポーツ活動を通して家庭、地域、学校、各スポーツ競技団体等と連携し、子どもたちが身体を動かすことの楽しさを実感できる機会を設け、生涯にわたる自主的なスポーツ活動へと引き継がれる基盤作りにつとめるとともに、子どもたちの体力向上と健全育成のためスポーツ活動の充実を図ります。

《施策 7》 家庭・地域における身近なスポーツ活動の充実を図ります。

子どもがスポーツに親しむ機会を意識して確保していくために、子どもを取巻く環境を十分に理解し、運動習慣や望ましい生活習慣を身につけさせ、積極的に体を動かす機会を作るとともに、子どものスポーツ環境の充実のため家庭や地域における身近なスポーツ活動の充実を図ります。

(具体的施策)

□家庭におけるスポーツ活動の充実

①家庭(保護者)でのスポーツに対する意識の啓発を図ります。

○子どもがスポーツに親しむ習慣や意欲また、望ましい生活習慣(早寝、早起き、朝ごはん運動等)を身につけさせるための取組が促進されるよう情報発信を行い、その意識の啓発をすすめます。

□地域における身近なスポーツ活動の場の充実

①地域でのスポーツ活動機会の確保と充実を図ります。

○地域における身近な活動の場の確保や充実のため、スポーツ少年団の育成と活動支援、ジュニアスポーツ教室の充実をすすめます。

《施策 8》 学校での体育・スポーツ活動との連携と充実を図ります。

学校生活でのスポーツ経験は、卒業後のスポーツライフに大きな影響を及ぼすため、スポーツの楽しさや喜び、大切さを学び、体験する機会を通して、自ら運動に親しむ基盤となる運動好きな児童生徒を育てるため、学校と連携を図り、すすめます。

（具体的施策）

□学校体育活動の充実

①生涯スポーツにつながる体育授業の充実

- 運動やスポーツに親しむ能力や態度を育てるとともに、自ら体力の向上を図る児童生徒の育成を目指す体育授業の充実を図ります。
- 新体力テスト等の実施による、児童生徒個々の体力の適切な把握を行うとともに、体力向上や学校体育に関する教員の向上に努め、体育行事や休憩時間等での運動遊びや体育活動の充実を図ります。

□運動部活動の活性化と充実

①中学校運動部活動の充実を図ります。

- 生徒の多様化する学校部活動に対するニーズを把握し、現状実態を調査し、その分析を行うことで問題点の洗い出しを行い、魅力ある運動部活動となるよう取り組みます。
- スポーツ種目毎の指導者不足解消のため、外部指導者（コーチ）の発掘と活用など地域との人材交流が行える環境整備をすすめます。
- 小・中・高校を結ぶ各種目毎の一貫指導プログラムの開発や指導者間の交流等を促進します。

②関係団体との連携をすすめます。

- 稚内市体育協会、各競技団体、中・高体連との連携協力を図り、部活動の充実を図る環境づくりをすすめます。

【 4. スポーツ環境の整備・充実】

（ 目 標 ）

市民が身近なところで、いつでも気軽に安全で安心してスポーツ活動を行えるスポーツ施設や学校開放体育施設等の整備充実を図ります。

また市民のスポーツ活動への参加を推進するためのスポーツ情報の提供とスポーツに対する市民ニーズの把握に努めます。

《施策 9》スポーツ施設の整備充実と有効活用の推進

市民の多様なスポーツ活動を推進するため、計画的にスポーツ施設の整備を進めるとともに、市民が安全に安心して利用できるように、公共スポーツ施設として効果的で効率的な施設運営につとめます。

（ 具体的施策 ）

□市民ニーズに対応する施設の整備充実

①スポーツ施設の計画的な改修、整備の充実をすすめます。

○既存施設について、利用者が安心して安全に利用できる「する」スポーツの施設として、また、「みる」側の視点での、幅広い市民ニーズに応じた施設整備を指定管理者と連携し計画的に行っていきます。

○老朽化の著しい施設（市営球場、市体育館、スポーツセンター（カーリング場、弓道場、アーチェリー場）については、関係団体等との十分な協議を進め、市民ニーズを踏まえて今後の方向性を検討します。

○AEDの配置はもとより、利用者の事故やケガを考慮した定期的な研修会を開催し、利用者の安全確保につとめます。

②身近なスポーツ環境の提供と活用の促進を図ります。

○ウォーキングやジョギングが安心してできる市内のコース設定など、だれもがその目的に応じてスポーツやレクリエーションなどを気軽に楽しむことのできる屋外の環境の提供と活用の促進を図ります。

③スポーツ合宿、全国、全道大会の受入施設の整備充実を図ります。（再掲）

○利用者、団体からの意見、要望や各競技のルール変更等に対応する施設整備をすすめます。

□スポーツ施設の効果的、効率的な管理運営の充実

①指定管理施設の効果的、効率的な管理運営を進めます。

○指定管理施設において、定期的なモニタリング（利用者アンケート）の実施など利用者のニーズの把握に努め、常に、利用者の視点に立った施設運営をするとともに、管理運営の効率化やきめ細やかな良質のサービスの提供につとめます。

○市と指定管理者が常に施設に関する現状、課題等を共有するための連携を図ります。

○専門的なスポーツ指導員が配置されている施設については、専門的指導やサービス提供の充実を指定管理者と連携しすすめます。

《施策 10》 学校体育施設開放の活用の促進

市民の身近なスポーツ活動の拡大と地域のスポーツ活動の拠点施設としての学校体育施設の有効的な利用をすすめます。

(具体的施策)

□小中学校体育施設開放事業の充実

①小中学校の体育館、グラウンドの開放の充実を進めます。

○スポーツ少年団等の活動拠点として、またスポーツに親しめる身近な場所として、またレクリエーション活動等様々な分野での活動が行える地域コミュニティの拠点施設として、小学校はもとより、中学校の体育施設開放事業の充実につとめます。

②「開放型」から「共同利用型」への移行のための検討をすすめます。

○単に体育施設の提供とする「開放型」から、学校と地域社会の「共同利用型」として活用できるように検討を進めます。

③廃校施設の有効活用について検討します。

○廃校の体育館を始めとする施設全体をさらに有効活用できるように関係機関と協議をすすめます。

□高等学校、大学等との連携と利用促進

①高等学校、大学等の体育施設が有効活用できるようにすすめます。

○スポーツの活動の場の拡大と有効利用を図るため、高等学校、大学等との連携を深め、地域のスポーツ施設としてより有効活用できるように積極的に働きかけます。

《施策 11》スポーツに関する情報収集・提供の充実

市民のスポーツ活動に結びつく有益な情報を収集し、より多くの市民に適切に情報提供を積極的に行うとともに、多様化する市民ニーズを積極的な把握につとめます。

（具体的施策）

□スポーツ情報の収集、発信の充実

- ① マスメディア、場所、機会等あらゆる媒体を利用し多角的できめ細やかな情報収集、提供、発信を行います。
 - テレビ、ラジオ、新聞各社、インターネット（市、指定管理者のHP）、広報誌、体協広報誌など、多角的に情報発信をします。
 - スポーツ施設も情報の発信場所とする、スポーツ情報コーナー（掲示板）の設置など必要な整備を進めます。

□市民ニーズの積極的な把握

- ① 市民が必要としている情報、関心を持つような情報を積極的に収集しスポーツに対する市民ニーズの把握に努めます。
 - 指定管理者が行う施設ごとのモニタリング調査（利用者アンケート）や、稚内市体育協会や各競技団体、スポーツ少年団等の関係者からの意見要望を分析し事業等に反映していきます。
 - 市が主催する事業等の参加者に対して随時、アンケート調査を実施し参加者ニーズを事業に反映していきます。
 - 5 年毎に「市民スポーツ意識調査アンケート」を実施します。

□各関係機関、団体との情報の共有化

- ① 体育協会、各競技団体、指定管理者等、関係団体等の相互の連携をとり情報の共有化を図り市民のスポーツ活動に結びつく情報を収集し、提供していきます。
 - 総合的、効率的なスポーツ行政推進のため、国、北海道はもとより市役所内の関連機関、部署の横断的な連携・協力を図り効率的情報の共有化を図ります。
 - 保育所、幼稚園、小中学校並びに高等学校、大学との連携を密にし、情報の共有化を図ります。（再掲）